

杉並区長

## 旧市川邸樹木伐採に関する要望書

要望の趣旨：現在、旧市川邸(西荻北2-6-18、現在は清水総合開発及び三信住建の所有地)の解体工事によって、旧市川邸にある樹木が伐採の危機に瀕しています。

ところが、この工事は、「杉並区みどりの条例」第9条に違反して進められています。

解体工事の発注者等に対し、「杉並区みどりの条例」第9条を守るよう、指導していただくことを要望いたします。

次の事項について要望いたします。

2023年9月4日

団体名 西荻ご神木けやきを守る会

共同代表者 熊本 一規

連絡先住所 杉並区西荻北 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

共同代表者 桜井 万里子

連絡先住所 杉並区西荻北 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

共同代表者 横田 政郎

連絡先住所 杉並区西荻北 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

共同代表者 渡辺 康幸

連絡先住所 杉並区西荻北 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

共同代表者 和田 美智子

連絡先住所 杉並区西荻北 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

### 記

#### 1. 発注者等は解体工事計画で樹木の皆伐・更地化を企図

旧市川邸の解体工事説明資料(添付資料2)によれば、旧市川邸にある樹木は、皆伐し、更地化することがもくろまれています。

しかし、「杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱」によれば、

・「建築物等」とは、「建築物、工作物その他施設をいう」

・「解体工事」とは、「建築物等のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事及び改修工事をいう」

と定義されていますから、「樹木皆伐→更地化」を解体工事計画に入れる根拠は同要綱には全く存在しません。

## 2. 通常は解体工事計画とマンション建設計画とを併せて提出

「杉並区中高層建築物の建築に係る紛争予防と調整に関する条例」によれば、マンション建設に際しては、近隣関係住民からの申出があったときは、建設計画の内容について近隣関係住民に説明しなければならない、とされています(同条例第7条)。

既存の建築物等を解体してマンションを建設する場合、通常は、解体工事計画とマンション建設計画とは併せて提出されます。

その場合には、樹木伐採は、マンション建設のうえで必要やむを得ず伐採される樹木に限定されます。なぜならば、「杉並区みどりの条例」第9条が次のとおり「現存樹木保全の努力義務」を規定しているからです。

第9条 何人も、現存する樹木を保全するよう努めなければならない。やむを得ず伐採した時は、同数以上の樹木を植栽するよう努めなければならない。

## 3. 解体工事計画による「樹木皆伐→更地化」は「杉並区みどりの条例」第9条違反

ところが、本件では、解体工事計画のみが先行提出され、かつ、解体工事計画の中に何の根拠もなく樹木伐採が盛り込まれて、「樹木皆伐→更地化」がもくろまれています。

通常の手続きとは異なる、そのような特異な手続きが「マンション建設計画は未定」との言い訳のもとに進められています。

以上のことから、発注者等は「現存樹木保全の努力」を全くしておらず、「杉並区みどりの条例」第9条に違反していると言わざるを得ません。

## 4. マンション建設計画作成により限定的樹木伐採に変更するよう、ご指導を

本件のように、「マンション建設計画は未定」というだけで「樹木皆伐→更地化」が可能になるならば、「杉並区みどりの条例」第9条は、空文化し、まったく効力のない、無意味な規定となってしまう。

発注者等に、「杉並区みどりの条例」9条を守るべく、マンション建設計画を作成し、限定的な樹木伐採に変更するよう、要請・指導していただくことを要望いたします。

以上

[添付資料]

1. 解体工事の経緯
2. 解体工事説明書(抄,樹木伐採部分)